

[明石市労働組合連合会への回答]

男女平等社会実現を求める要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- ① 介護休暇の取得できる期間の制限を撤廃すること。
- ② 年休の取得推進のため、計画的年休取得制度を導入すること。
すべての職員が年休を5日以上取得できるよう環境整備を図ること。
- ③ 職員のための事業所内保育施設の整備を図ること。
- ④ 子育てや介護に関する悩みを持つ職員に対する相談体制を整備すること。
- ⑤ 職場から各種ハラスメントを一掃すること。

本市では、職員が仕事と家庭の両立を図り、安心して意欲的に職務に取り組むとともに、女性職員が職場で一層能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、平成28年4月に「明石市特定事業主行動計画」を策定し、関係部署と連携しながら、取り組みを進めているところです。

具体的には、昨年4月から、子育てや介護支援において、市が先導的役割を果たすため、介護休暇の取得可能期間を6月から1年に延長するとともに、学童保育施設に小学校3年生までの子を迎えに行く場合を対象に、育児部分休暇制度を導入するなど、子育てや介護に関する取り組みを行っています。

また、年次休暇の計画的な取得については、年度当初に各所属長に対して、全ての職員が確実に年5日以上を取得できるよう、通知をしているところであり、本年度においても、昨年度の実績を踏まえた上で、同様の取り組みを行う考えです。

今後も、当計画を踏まえ、実効性のある取り組みを進めるとともに、各施策の実施にあたっては、協議すべき事項は、協議していく考えです。

また、ハラスメントについては、人権にかかわる重要な問題であると認識しており、職員が働きやすい職場環境づくりを進めるため、平成30年度に策定

した「職場環境ガイドライン」を踏まえた取り組みを行っているところです。

具体的には、本年度においては、新規採用職員、新任係長級職員及び全任期付事務員を対象とした研修に、新たに新任管理職を対象に加えたほか、年度内には事務職員などの一般職員を対象に動画等を活用した研修を予定しているところであり、今後も、実効性のある防止策に取り組んでいく考えです。

⑥ 多くの女性が占める任期付短時間勤務職員の賃金等待遇改善を行うこと。

⑦ 会計年度任用職員制度の検証を行うと共に、更なる制度改善を行うこと。

任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の勤務条件は、採用事由、期間、形態及び業務内容等から定めているところです。

給料等については、一般職員の給与改定等を基準にして改定するとともに、近隣他都市との均衡も考慮しながら改善してきたところです。

具体的には、ボーナスの年間支給月数については、正規職員の給与改定に準じ、昨年度まで6年連続で引き上げてきたところです。

また、正規職員については、人事院勧告に基づき昨年度から年間支給月数の引き下げを行いましたが、会計年度任用職員については、今年度から適用となっています。

加えて、会計年度任用職員制度については、制度導入に伴い、退職手当の支給や、毎年昇給の実施などの処遇改善を行ったところであり、今後についても、協議すべき事項については、協議する考えです。